

別添 1

防災航空事務所 カラー複写機賃貸借および保守業務仕様書

- 1 納入場所 福井県防災航空事務所
- 2 契約期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（60か月）
※5年間の長期継続契約
- 3 納入台数 1台
- 4 予定使用枚数 カラー 17,000枚／1年
モノクロ 20,000枚／1年
※実績等から推計したものであり、この枚数を保証するものでない。
- 5 仕様

項 目	仕 様
複写カラー	フルカラー
解像度	600dpi以上／256階調以上
連続複写速度	低速機 カラー 35枚／分以上（A4ヨコ） モノクロ 40枚／分以上（A4ヨコ） 中速機 カラー、モノクロとも50枚／分以上（A4ヨコ）
複写倍率	固定倍率、任意ズームの機能を備えていること。
給紙トレイ	A3・A4・B4・B5に対応できる4トレイを備えていること。 それぞれのトレイの容量は、500枚以上とする。
手差しトレイ	50枚程度の給紙が可能であること。
自動両面原稿送り装置	原稿寸法はA3～B5が使用可能であること。 （A3およびA4混合原稿対応）
フィニッシャー	丁合、仕分、ステープルおよび2穴パンチの機能を備えていること。 ステープル位置は、奥1ヶ所、中央2ヶ所打ち、以上が可能であること。
電源	100V・15Aのコンセントを電源として動作するものであること。
環境対応	「グリーン購入法」のコピー機に対する基準に適合していること。
セキュリティ対策	- 各設置場所への搬入時、管理者パスワードを変更し、所属担当者へ通知すること。また各所属担当者が管理者パスワードを忘れた場合、受託者がパスワードの初期化を実施すること。 - 複写機のファームウェアに更新版がリリースされた場合、受託者が適用すること。 - 廃棄時（リース終了時）は内蔵ハードディスクのデータを全て消去すること。 - FAX機能を使用する場合は、機器設置後、設置完了報告書（機器の使用、設定項目、セキュリティ設定）を会計課に提出すること。 - 庁外との通信を行う機能がある場合、FAXおよびメンテナンス情報の通信以外の機能（ファイルのアップロード、遠隔操作等）は無効に設定すること。

その他	・ オート用紙選択機能を備えていること。 ・ 集約（複数枚を1枚で出力する）機能を備えていること。 ・ アノテーション（ページ番号印字）機能を備えていること。 ・ 製品は新造機（新品機）およびリユースに配慮した再生型または部品リユース型機であること（未使用のものに限る）。 ・ 古紙パルプ配合率100%の紙、裏紙利用紙の使用が可能であること。 ・ True Type フォントに対応可能であること。 ・ 契約開始日の前日までに設置することにより、契約開始日の前日までに発生する賃貸借契約に係る費用については契約業者の負担とする。
-----	--

プリンター・スキャナー・FAX

項 目	仕 様
L A N接続	イーサネット（1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T） Windows7以降の WindowsOS に対応できること。
スキャナー機能	PDF や TIFF カラー形式でスキャンができること。 端末にソフトをインストールすることなく、スキャンしたデータを端末から参照・保存等できること。
F A X機能	相手先番号を100件以上登録できること。 通信モードをG3に設定すること。 現在使用している FAX の登録番号を移行させること。 納入時に、ファックス誤送信防止機能（宛先の二度入力等）を設定すること。
行情ネットワーク（または各所属の独自のネットワーク）にプリンターを接続する場合の条件	新型コロナウイルスの感染防止の観点から、各業務端末へのプリンター設定については、設置所属の職員が行うこととする。その際、設定操作マニュアルおよびプリンタードライブ CD ロムの提示および操作サポートを行うこと。 県庁内の時刻同期サーバと時刻同期の設定を行うこと。 無線 LAN（Wi-Fi Direct を含む）機能や Bluetooth 通信機能、クラウドサービス機能等を有する場合は無効に設定すること。 USB メモリ等の外部メディアからの印刷機能を有する場合は無効に設定すること。 LAN ポートをまたいで複数の端末間で通信が可能である場合、これを無効とする。 複数の有線 LAN インタフェースを有する場合、行情ネットワーク接続用の1つのみを有効とすること。 設定する IP アドレス、LAN 接続先については、各所属担当者の指示に従うこと。

保守点検等仕様書

項 目	仕 様
保守点検等の内容	機器の修理と点検および消耗品（感光体、現像剤、トナー等、機器の機能を維持するために必要となる消耗品をいい、用紙、ステープルは含まない。）の交換と回収を行うトータルサービスとする。

機器の点検および修理	1 か月に 1 回以上、各機器の点検、消耗品の確認を実施するとともに、修理の連絡があった場合は、概ね 6 0 分以内に作業を開始すること。 点検および修理を行う技術員は福井県内の本社または事業所等からの派遣であること。 平日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までの間は、連絡の受付体制が整っていること。
-------------------	---